

出店者募集要綱

〔開催日時〕

令和7年10月25日（土）9時30分～17時（予定）

※雨天決行（荒天等での予備日）翌26日（日）

※ステージプログラム等によっては、開催時間を短縮する場合がございます。

〔開催場所〕 つくみん公園一帯（津久見市港町4142番153）

〔出店者の条件〕

- （1） 津久見市ふるさと振興祭実施要綱 第1条及び第7条の趣旨により許可するものとします。

（目的及び設置）

第1条 本市の物産品の開発・紹介、地域づくりグループの育成及び伝統芸能の保存・紹介を主な目的とし、津久見市ふるさと振興祭を実施するため、津久見市ふるさと振興祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（出店）

第7条 第1条の主旨により、ふるさと振興祭の出店者は団体とし、本市の物産品をいかした産物・食品等の販売や出店団体による活動を発表する場とする。

- 2 地域間交流を促進することにより、他市町村の地域おこしグループの参加については、これを妨げない。
- 3 名義貸しの出店、届出以外の産物・食品販売等の出店は禁止する。

- （2） 津久見市暴力団排除条例(平成23年条例第1号)、大分県暴力団排除条例(平成22年大分県条例第33号)の規定に基づき、暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者、暴力団または暴力団員と密接に関係を有する者等からの申込みはできません。また、そうした事情がわかり次第、今後の出店をお断りさせていただきます。
- （3） 出店及び出店内容については、実行委員会及び事務局で審査させていただきます。なお、届け出た内容を警察に照会する場合があります。
- （4） 上記趣旨により、展示即売会など単なる営業活動とみなされる行為はできません。
- （5） 名義貸しの出店はお断りいたします。名義貸しが判明した場合は、退去を命じるとともに、テント等資機材に係る経費の実費を請求いたします。
- （6） 飲食物を提供・販売する団体については、出店申込書の“販売方法等”欄に①全ての販売品目について、②仕込みをどこで行う予定か、どのような形で販売するのか、を記入してください。出店違反があれば、退去を命じ、テント等資機材に係る経費の実費を請求いたします。

[許 可 等]

保健所等の許可が必要な品目については、出店者が責任を持って許可を得てください。実施内容によって要件が異なる場合がございますので、詳しくは大分県ホームページをご確認ください。

《参考》 大分県ホームページ 食品衛生に関する許可や届出 →



[テ ン ト]

売場のテントについては、原則として1団体あたり1／2テントまたは1テントとします。なお、1テントと1／2テント（＝1．5テント）の組合せはできません。

1テントの規模 6坪（3.6m×5.4m）

※1／2テントはその半分（3.6m×2.7m）

また、会場における強風対策等のため、自前テントの持参はできません。

[キッチンカー]

テントが不要であるキッチンカーを使用する出店者は、出店申込書に車種、車両ナンバーをご記入ください。火気の使用の有無についてもご記入ください。

[出店場所] 実行委員会に一任願います。

[出 店 料]

昨今の社会情勢等の影響により、出店料については下記のとおりとなります。

- (1) 展示のみの出店者・福祉施設の団体については、無料とします。

※ただし、展示のみの出店であっても、営業に繋がると判断される場合は、出店料を徴収いたします。

- (2) その他の出店者については、売上の大小にかかわらず、

テント1/2張り（3.6m×2.7m）につき3,000円、

テント1張り（3.6m×5.4m）につき6,000円を徴収します。

また、キッチンカー等を使用する出店団体（テント等不使用）は3,000円を徴収します。

- (3) 手洗い水道設備をテント内で使用する団体は、福祉施設・地域間交流（県外出店者）の団体であっても、別途水道設備使用料5,000円を徴収します。

[出店時間の厳守]

例年、ご来場いただくお客様から、閉店が早い店舗があるとのこと指摘を受けることがあります。その時間帯に来たお客様が、何も買うものがなかったということのないよう、特に販売数量については十分ご検討され、主催者が判断する時間帯までは閉店することのないようお願いいたします。

[火気器具類の取扱]

津久見市火災予防条例の規定により、露店や屋台等において使用される対象火気器具等に対し消火器（業務用6型以上）の設置が必ず必要となります。出店に伴い火気を使用する場合は、出店場所における消火器の設置図を主催者宛てまでお送りください。なお、開催中は消防署の立入検査があります。

※対象火気器具等とは・・・

例：液体（ガソリン、灯油）、固体（炭、薪等）、気体（プロパンガス等）を使用するコンロ、発電機、ストーブ等および電気を熱源とする器具（ホットプレート等）

[申込方法]

別紙の「出店申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、事務局まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお申込みください。

[その他]

- (1) 「プロパンガス・コンロ式」については、各出店団体の自己負担でお願いします。
- (2) 手洗い用の水道及び流し台を使用する出店者は、必ず各自でタンクを用意し、水が周りに飛び散らないよう、タンクの口まで直接つながる構造にしてください。タンクに溜まった排水については、会場内の共同手洗い場に廃棄するようお願いいたします。排水等を敷地内に垂れ流ししないようお願いいたします。
- (3) 出店品等の盗難については、実行委員会は一切責任を負いませんので、各店舗で管理を徹底してください。
- (4) 各テント内の後片づけ及びテント周りの清掃は、各出店団体の責任をもって行ってください。
- (5) 各店舗で出たすべてのごみは、必ず各自でお持ち帰りください。
- (6) 振興祭当日は主催者の指示に従ってください。指示に従わない場合は状況によっては退去を命じることもございます。

[参考：昨年度来場者数]

令和6年10月26日（土）の1日間で延べ約4,400人

[お問い合わせ]

津久見市ふるさと振興祭実行委員会事務局 担当：濱田

（津久見市役所 商工観光・定住推進課内）

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

TEL：0972-82-9542 ／ FAX：0972-82-9520